

小郡市文化財保存活用地域計画



2025年12月

2026年2月変更

小郡市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 作成の背景と目的	1
2. 計画の位置付けと関連計画	4
3. 計画の対象と用語の定義	11
4. 計画の担い手	12
5. 計画の作成体制	13
6. 計画の期間	14
第1章 小郡市の概要	15
1. 自然環境	15
2. 社会環境	18
3. 歴史環境	27
第2章 小郡市の文化財の概要	35
1. 指定等文化財	35
2. 未指定等文化財	42
第3章 小郡市の歴史文化の特性	47
第4章 文化財に関するこれまでの調査	49
1. 小郡市における文化財調査の沿革	49
2. 近年の文化財の把握調査	50
3. これまでの調査による文化財の把握状況	52
第5章 文化財の保存・活用に関する理念と基本方針	53
1. 「歴史文化基本構想」の目的	53
2. 「文化財保存活用地域計画」の理念と基本方針	53

第6章 文化財の保存・活用に関する課題	55
第7章 文化財の保存・活用に関する措置	59
第8章 関連文化財群と文化財保存活用区域	69
1. 小都市の関連文化財群 ～小郡ならではのストーリー～	69
2. 文化財保存活用区域	107
第9章 文化財の保存・活用の推進体制	121
1. 計画の推進体制	121
2. 今後の進め方	121
2. 防災・防犯への対応	123

小都市文化財保存活用地域計画 課題・方針・措置の対応表

はじめに

1. 作成の背景と目的

〔作成の背景〕

地域で暮らす人びとが、日々の生活の中で生み出した文化財は、地形や気候、生業などの影響を受けるため、それぞれの地域ならではの特性を持っています。このような文化財は、地域のたからとして大切に守り伝えられ、地域への愛着心を育んできました。

しかし近年、社会情勢の変化により、その存在は非常に危うくなっています。都市化の進展により、昔ながらの景観や建物、自然環境は失われつつあります。また核家族化や少子高齢化が進んだことで、地域コミュニティは大きく変化し、伝統的な行事や祭事の維持、日常的な生活文化の継承が困難になっています。また令和元（2019）年以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、社会環境そのものが一変しました。

国の文化審議会は、平成 29（2017）年 12 月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の答申を出しました。ここで、過疎化や少子高齢化の進行による伝統や文化の消滅を防ぐため、それまで価値づけが明確でなかった未指定のものを含めた有形・無形の文化財の保護を充実させ、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支える体制を作るという方針を示しました。今後、文化財の保護に多くの人が参画し、危機に瀕している文化財を地域振興の核として未来へ継承する手立てを講じる必要があるとし、その具体的な方法として、総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化と、個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充をあげています。これを受けて、平成 30（2018）年 6 月に文化財保護法が改正、翌年 4 月に施行されました。

改正された文化財保護法で、都道府県による文化財保存活用大綱^{たいこう}の策定と、これを踏まえて市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定が制度化されました。これにより、地方行政において中・長期的な文化財の保存・活用事業を計画的に実施することが可能となりました。あわせて、文化財行政の内容を可視化することで、文化財の専門家以外も文化財の保存・活用へ参画しやすくなり、地域総がかりで文化財保護に取り組む環境が整いました。

〔文化財保護法（抜粋）〕

（文化財保存活用大綱^{たいこう}）

第 183 条の 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

（文化財保存活用地域計画の認定）

第 183 条の 3 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められている

ときは当該文化財保存活用大綱を^{かんあん}勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第 192 条の 6 第 1 項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

小郡市は、これまで市の歴史文化を示す多種多様な資料を調査し、特定の時代を代表するものや、地域の特徴を顕著に反映しているものを、指定等文化財として保護してきました。同時に、国民共有の財産である文化財を保存し、後世へ継承^{じょうせい}するため、文化財の情報発信や文化財を活用したさまざまな事業を行い、文化財保護の意識の醸成^{じょうせい}を図ってきました。

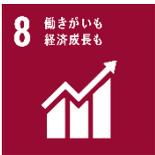
令和 2（2020）年 3 月、歴史文化遺産を周辺環境と一体的に保護・整備し、保存・活用の体制づくりを通して魅力あるまちづくりへつなげることを目的とし、文化財の保存・活用に関するマスタープランである「小郡市歴史文化基本構想」（以下「歴史文化基本構想」）を策定しました。これに引き続き、地域コミュニティと行政が総がかりで歴史文化に関わる資料を保存し、活用するため「小郡市文化財保存活用地域計画」を作成しました。

なお、本計画は自然環境や社会環境の変化に柔軟に対応し、地域コミュニティとのつながりを強化することで、継続的な文化財の保存・活用を目指します。そこで、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択され、翌年 10 月にユネスコ事務局で取り組み方針が示された SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）のうち、文化財の保存・活用に関連する 9 つのゴールと 11 個のターゲットに沿ったものにしました。



[作成の目的]

本計画は、「歴史文化基本構想」を踏まえ、文化財保護法第 183 条の 3 に位置付けられた「文化財保存活用地域計画」として作成する、文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランです。市が「第 6 次小郡市総合振興計画」や「第 2 次小郡市教育大綱」に示している方針と各種事業を踏まえて、文化財の保存・活用の具体的な措置を定め、地域コミュニティや文化財関連団体、民間団体等と行政が連携して、文化財の保存・活用を図ることを目的とします。

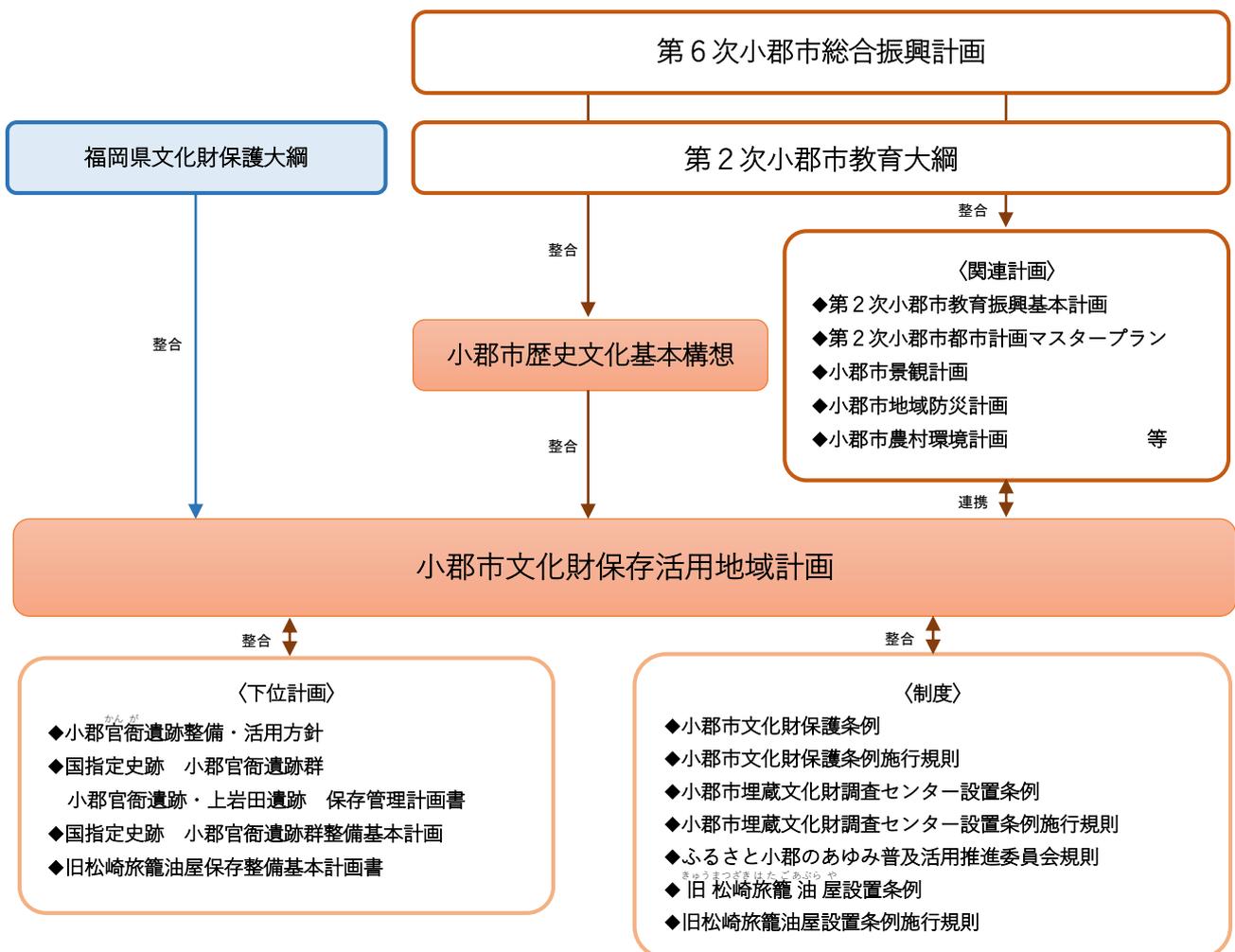
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	<p>ターゲット 4.7</p> <p>2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	<p>ターゲット 6.6</p> <p>2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
	<p>ターゲット 8.9</p> <p>2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	<p>ターゲット 9.1</p> <p>すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	<p>ターゲット 11.4</p> <p>世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p>
	<p>ターゲット 11.7</p> <p>2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する。
	<p>ターゲット 12.b</p> <p>雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	<p>ターゲット 15.5</p> <p>自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	<p>ターゲット 16.6</p> <p>あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	<p>ターゲット 17.17</p> <p>さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

2. 計画の位置付けと関連計画

市は令和2（2020）年3月に「第5次小郡市総合振興計画」（計画期間：平成23（2011）年度～令和2（2020）年度）と「小郡市教育大綱」及び「小郡市教育振興基本計画」（計画期間：平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）を踏まえ、文化財の保存・活用の基本的な方向性を示すマスタープランとして「歴史文化基本構想」を策定しました。

その後、教育行政の基本方針として令和3（2021）年3月に「第2次小郡市教育大綱」（計画期間：令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）を、令和5（2023）年3月にまちづくりの根幹となる最上位計画として「第6次小郡市総合振興計画」（計画期間：令和4（2022）年度～令和12（2030）年度）を策定しました。

本計画は「歴史文化基本構想」に基づき、文化財の保存・活用に関する理念と基本方針を実現するための課題を整理し、計画期間内に実施する具体的な措置を定めます。内容は、福岡県が策定した「福岡県文化財保護大綱」や市の上位計画、これまで策定した各種指定文化財の保存・活用・整備関係計画との整合性を図りました。



小郡市文化財保存活用地域計画と上位・関連計画の関係

[福岡県の方針]

●福岡県文化財保護大綱（令和3（2021）年3月策定）

県の文化財保護の基本方針を示しています。また、その理念として「価値の共有」「未来への継承」「地域との連携」を定め、具体的な施策として文化財データベースの充実、情報化への対応、担い手育成などを掲げています。また、市町村との連携や支援体制を強化するとしています。

V章 文化財保護の推進体制

2 組織体制及び関係機関との連携

（前略）市町村及び市町村立の博物館・資料館等と連携して文化財の調査研究や公開活用を行うことで、地域の文化財の意義や重要性について相互に認識を深め、文化財の保存や活用の方策を検討していく。

3 市町村等への支援体制

文化財は、所在する地域に密着し、地域を母体として育まれてきたものであり、地域に根ざした文化財保護は、地域行政の基礎単位である市町村が主体となって取り組んでいく必要がある。そのために、県は市町村との役割分担を意識しながら、地域の文化財保護の充実に努める。

（中略）県は、常に地域の文化財に目を向けて、文化財の状況や課題を把握しながら、地域を担う市町村の文化財保護の取組に係る助言や支援を行っていくこととする。

[上位計画]

●第6次小郡市総合振興計画（令和5（2023）年3月策定・令和12（2030）年度まで）

「人がつながり 市民が躍動する温かみのある都市 おごおり ～「共感・共働^{きょうどう}・共創^{きょうそう}」による共生社会を目指して～」を目指すべき将来像とし、多様な主体が役割を分かち合い、支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。文化財について、活力あるまちづくりと未来社会につなぐ人づくりのために活用します。

第2章 地域資源を生かした活力あるまちづくり

第7節 観光の振興

■主要施策

1 観光資源及び地域資源の活用【重点】

（前略）市内各地の伝統的な芸能、行事の継承を行う各種団体と連携し、本市の歴史・文化遺産について貴重な観光資源としての活用を検討します。

第4章 未来社会につなぐ人づくり

第5節 文化財の保護活用の充実

■基本目標

歴史に息づく文化財や文化遺産を地域や市民とともに大切に守り、その認識を深め、市民の

誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外に発信し、教育・まちづくり・観光に活用することで、ふるさと小郡への郷土愛を育みます。

■主要施策

1 文化財保護活動の推進

地域で大切に守られてきた文化財の指定・登録を進め、関連団体などの協力を得た中で、文化財保護に向けた活動を推進します。さらに、「小郡市歴史文化基本構想」に基づく文化財保存活用地域計画の策定を行います。

2 文化財の活用の推進 【重点】

文化財の情報発信について、社会のデジタル化を踏まえた効果的・効率的に情報を発信する環境を整備します。また、これからの社会を担う小・中学生を中心とした子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、一人一人が郷土のよさを生かす「郷生」の力を大切に育む教育を目指します。

3 小郡官衙遺跡群の整備・活用

小郡官衙遺跡群全体の保存管理計画、整備基本計画に基づき、既整備地を含めた公有地全体の段階的な整備を検討します。また、小郡官衙遺跡群の更なる活用を推進します。

4 文化遺産を活用した観光まちづくり

庁内連携の強化をはじめ、官学連携、関係自治体、九州歴史資料館との相互連携により、文化財の活用を広範に展開するとともに、市域にある文化財やその周辺環境を含め、地域の活性化や観光まちづくりに向けた活用を図ります。



第6次小郡市総合振興計画 体系図 (直接的に係わる施策 間接的に係わる施策)

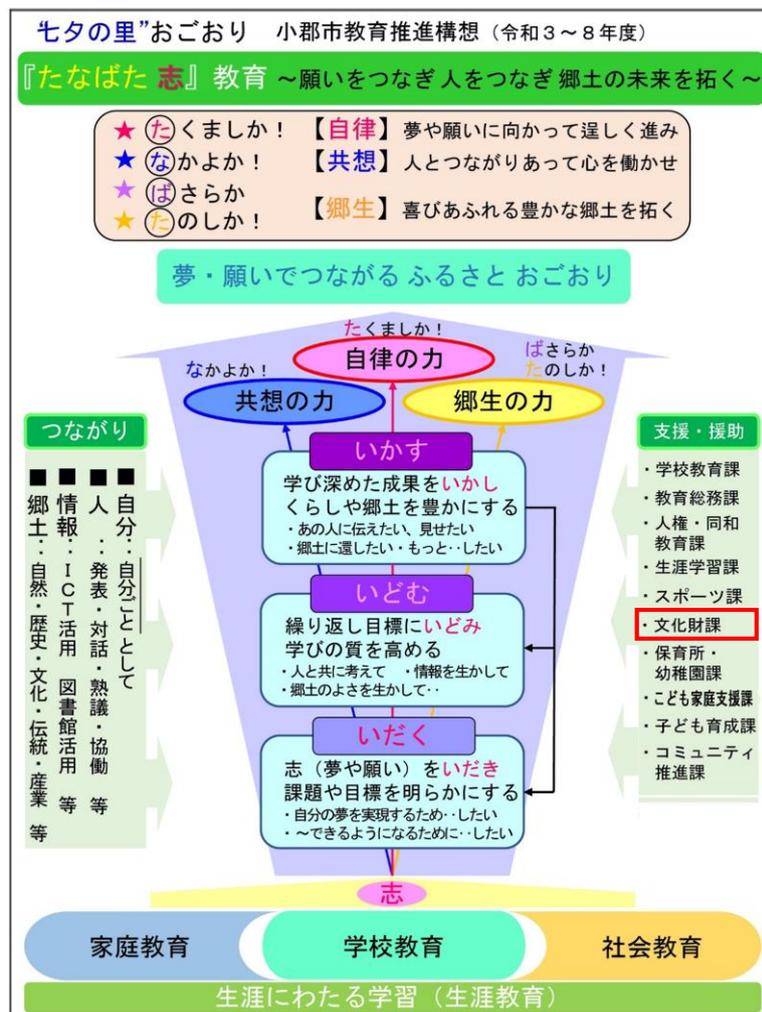
●第2次小郡市教育大綱（令和3（2021）年3月策定・令和8（2026）年度まで）

「夢や願いに向かって逞しく進み 人とつながりあって心を働かせ 喜びあふれる豊かな郷土をつくりだす 小郡の子ども達・市民」を教育で目指すべき市民像としています。「自律・共想・郷生」をキーワードとし、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、“自分ならではの”「夢や願い」、「志」を抱いて学びに向かい、ともにつながりあって目標に挑み、学び深めた成果を生かして郷土の豊かな未来を拓いていくことを目指します。文化財について、保護活用を市民の誇りにつなげることを目指します。

★重点項目7 文化財の保護活用の充実

歴史に息づく文化財や文化遺産を地域や市民とともに大切に守り、その認識を深め、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外に発信し、教育・まちづくり・観光に活用することで、ふるさと小郡への郷土愛を育みます。

- ①文化財保護活動の推進に努めます。／②文化財の活用を推進します。／③小郡官衙遺跡群の整備・活用を推進します。／④文化遺産を活用した観光まちづくりを推進します。



第2次小郡市教育大綱 総論図

●小郡市歴史文化基本構想（令和2（2020）年3月策定）

「第5次小郡市総合振興計画」との整合を図って策定した、文化財の保存・活用に関するマスタープランです。当市の文化財の特徴を踏まえて関連文化財群をまとめ、保存活用区域の設定を行い、文化財の保存・活用の理念と基本方針を示しています。

【関連計画】

●第2次小郡市教育振興基本計画（令和3（2021）年3月策定・令和8（2026）年度まで）

国の「教育振興基本計画」を踏まえ、当市の実情に合わせて「第2次小郡市教育大綱」の理念を実現するための方針を定め、これに必要な施策を掲げています。「自立・共想・郷生」をキーワードに、郷土のよさを生かした学びと、磨き深めた知恵や技を生かして、郷土の未来を拓く力を育むことを目指します。文化財については「第2次小郡市教育大綱」と同じ内容を記しています。

●第2次小郡市都市計画マスタープラン（令和5（2023）年10月策定・令和25（2043）年まで）

都市計画法に基づいて策定した方針で、今後20年間の目標を設定しています。まちづくりの理念として「恵まれた立地特性と豊かな自然環境とともに心地良く暮らし続けられる都市 おごおり」を掲げ、4つの視点からまちづくりの基本方針を定めています。文化財について、まちの個性を示す地域資源として景観づくりに活用すると記しています。

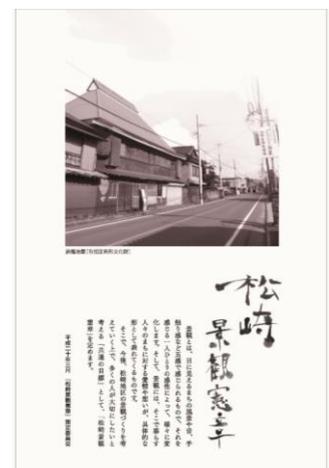
基本方針4 まちの個性に寄り添いながら暮らす、人と環境にやさしいまちづくり

基本方針4-1：まちの個性に寄り添いながら暮らせる景観づくりを目指します

宝満川や花立山、季節ごとに移り変わる田園風景、旧薩摩街道の名残がある松崎地区などは、本市を象徴する貴重な地域資源であり、日々の暮らしのなかで守り、育て、生かすことにより、本市固有の地域資源に寄り添いながら暮らせる景観づくりを目指します。

●^{まつざき}松崎地区景観憲章（平成19（2007）年5月方針策定、平成20（2008）年3月憲章策定）

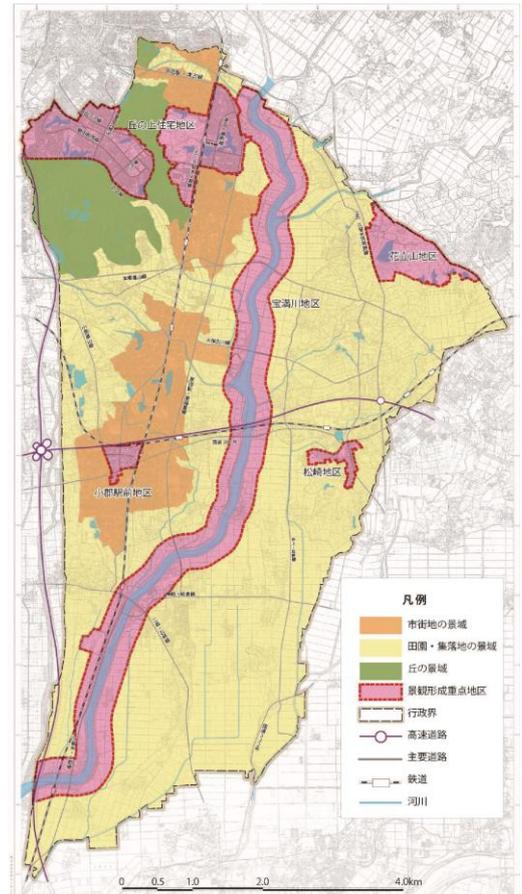
江戸時代の^{さんきんこうたいどう}参勤交代道である^{さつ まかいどう}薩摩街道の宿場町であった松崎において、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりを推進するための方針が示され、その後、地域から発生した「松崎の景観を守り育てよう」という活動により策定された景観憲章です。この方針の策定に先立ち、松崎は筑後川広域風致景観ルールづくりに関する「景観モデル地区」に指定されています。文化財について、地域の歴史は「松崎らしさ」を創る源であり、歴史を物語る場所を大切にしながら、大きな歴史のながれと調和するまちづくりを進めると記しています。



●小郡市景観計画（平成29（2017）年9月策定）

平成26（2014）年に景観法に基づく「景観行政団体」になったことを受けて策定した計画で、「「あたりまえの美」を再発見 人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡」を目標とします。また、地域資源を生かした魅力や個性のある景観形成を進め、観光交流人口の増加や地域の活力創出を図ります。文化財について、景観を構成する重要な要素として保存・活用すると記しています。

計画で、景観形成において重要な役割を持つ5つの「景観形成重点地区」（小郡駅前地区・丘の上住宅地区・松崎地区・宝満川地区・はなたてやま花立山地区）を指定しています。このうち、小郡駅前地区・松崎地区は、歴史的・文化的建造物の保存・保全、歴史的景観と調和した街並みの形成を、景観形成方針とします。また花立山地区は、山への眺望景観を阻害せず、周辺環境と調和させることを、方針として記しています。



景観形成重点地区

第3章 景観形成の目標及び景観計画区域

3. 4 景観形成重点地区

景観計画区域の中でも、地区レベルにおいてすでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」として指定し、きめ細かな景観形成に取り組んでいくこととします。

第4章 良好な景観形成に関する方針

4. 1 基本方針

方針2：歴史・文化を物語る景観を生かす

古くから栄えてきた本市では、各時代の歴史・文化を物語る建造物、史跡や豊かな伝統文化が数多く残っています。(中略)多くの史跡や歴史を感じさせる建造物と町並み、伝統的な祭りや行事は、地域の景観を構成する重要な要素となっています。そのため、これらの歴史的・文化的資源が持つ価値を再評価し、適切に保全することにより後世へと継承し、地域固有の魅力な「歴史・文化を物語る景観」を活用していきます。

●小郡市地域防災計画（令和6（2024）年5月改訂）

災害対策基本法第42条に基づいて策定した、防災対策と復旧・復興について定めた計画です。効果的な防災対策を行うことで、災害から市民を守り、被害を軽減することを目指します。文化財について、防災意識の向上と防災設備の整備を図ると記しています。

第2章 災害予防計画

第8節 建築物及び文化財等災害予防計画

5. 文化財災害予防対策

（中略）

（1）文化財に対する住民の防災意識の向上及び愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

（2）所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

（3）火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。

①防火管理体制の整備

②環境の整備

③火気の使用制限

④火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

⑤自衛消防隊の組織の確立とその訓練

⑥火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

（4）防火施設等、次の事項の整備の推進、耐震診断、耐震補強及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。

①消火施設

②警報設備

③その他の設備

（5）倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。

（6）古墳、遺跡等の点検整備を行う。

●小郡市農村環境計画（平成24（2012）年3月策定）

「第5次小郡市総合振興計画」に基づいて策定した計画で、農業・農村地域の自然環境保全と生産環境の整備、快適な生活環境の実現を目標とします。文化財について、農業体験学習における活用を記しています。

基本目標 人が輝く農業づくり（生産環境）

施策の基本方針 7. 地産地消の強化

7-2. 小学校の農業体験学習の強化

（前略）小郡市の農業の成り立ちについて学習してもらうため、農業の歴史や農業にまつわる史跡探訪といった要素も取り入れ、農業体験学習を推進していきます。

3. 計画の対象と用語の定義

文化財保護法は、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つの類型と定義しています。この他に、文化財の保存技術と埋蔵文化財を保護の対象としています。また、地方公共団体に「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努め」ることを求めています。

【文化財保護法（抜粋）】

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

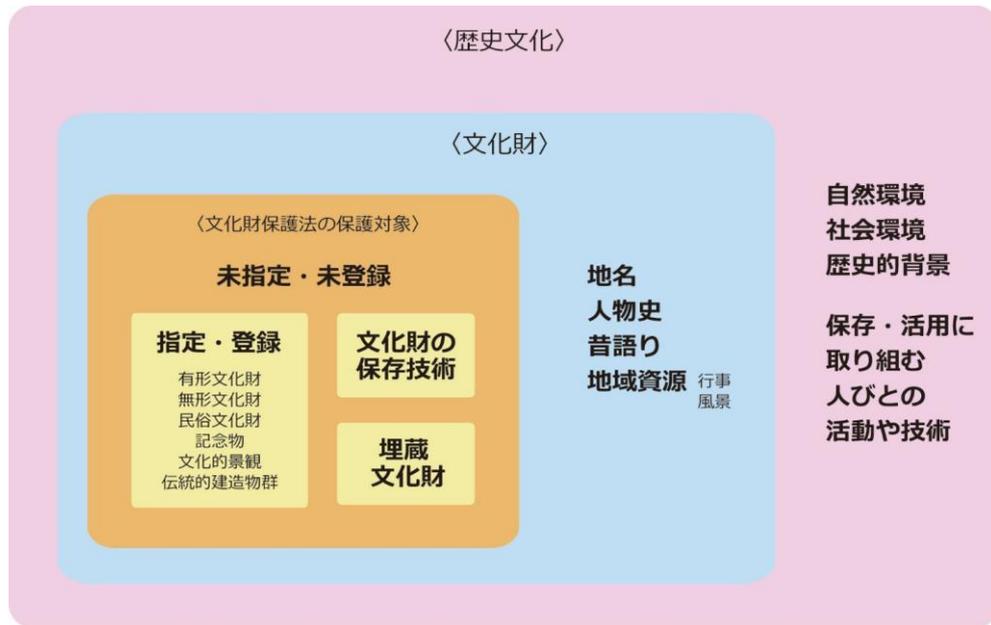
人類が長い歴史の中で生み出し、育み、現代まで引き継いできたさまざまな「もの」や「こと」の多くは、法や条例に基づいて指定等された文化財ではありません。しかし、指定等されていなくとも、地域の中で大切に生まれ、守り続けてこられたものは、その地域の文化財として継承する価値があります。また、その周辺にある自然環境・社会環境・歴史的背景も、文化財を構成する要素と考えられます。

「歴史文化基本構想」では、文化財保護法や条例に基づいて指定・登録されたものだけでなく、地域の中で伝えられてきた歴史文化を示す全ての資料と、それらを取り巻く地域資源、資料と地域資

源が組み合わさって生まれる景観を構想の対象としました。

本計画は、指定・登録の有無に関わらず、文化財保護法で定義する6つの類型と文化財の保存技術、埋蔵文化財を対象とします。このほか、地名、人物史、地域に残る昔語り、今後継承していきたい行事や風景といった地域資源も対象に含め、これらを総称して「文化財」とします。

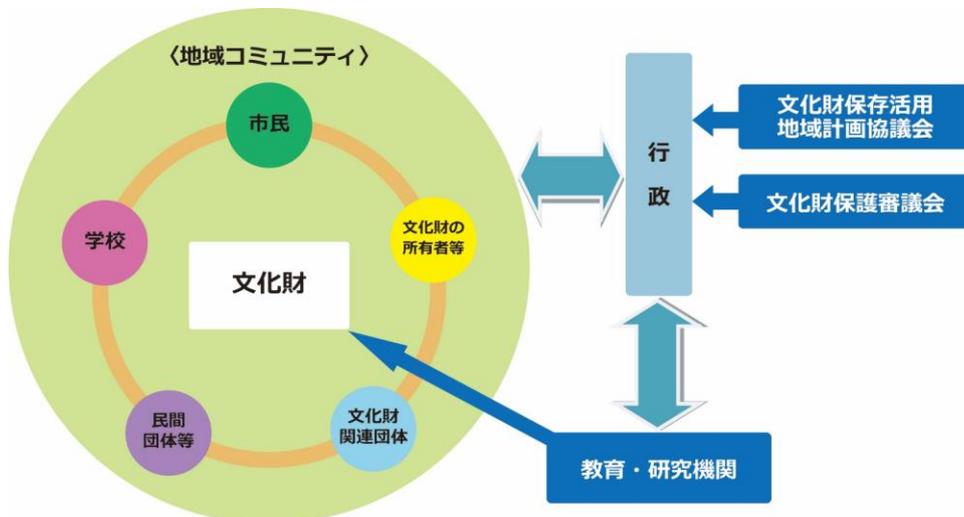
また「文化財」とこれを取り巻く自然環境・社会環境・歴史的背景、「文化財」の保存・活用に取り組む人びとの活動や技術を一体のものとして「歴史文化」とします。



4. 計画の担い手

当市の大切な財産である文化財を保存・活用し、次世代へ継承するには、行政と地域コミュニティの連携・協力が不可欠です。

この計画は、施策実施の主体となる担い手を下記のように定義し、それぞれの担い手が相互に連携することで、文化財の保存・活用を推進していきます。



[文化財の保存・活用の担い手]

行政	文化財所管課	市の文化財保護行政を担当する課
	関連課	市の文化財以外の行政を担当する各課 ⇒ 行政のさまざまな分野でまちの魅力の発信や活力あるまちづくりが進められます
	県	県の文化財保護行政を担当する課 ⇒ 文化財の保存・活用に関する助言や被災時の支援が受けられます
地域	地域コミュニティ	一体感を持ちながら自主的に活動している地域社会及びこれに所属する人びと ⇒ 地域と文化財の魅力を知る市民を育成し、コミュニティの結束の強化や市民主体のまちづくりが進められます
	文化財関連団体	文化財に関わる活動を行っている団体及び所属する人びと ⇒ 文化財の保存・活用における行政と地域の連携が強化できます
	文化財の所有者等	文化財を所有・管理・継承する人及び団体 ⇒ 適切な管理により、文化財の保存と公開を含めた活用が進められます
	民間団体等	観光振興・商工振興・自然保護など、文化財関連以外に特定の目的を持って活動を行っている団体や企業及び所属する人びと ⇒ 新たな視点で文化財の保存・活用の手法が生み出せます
	学校	小・中学校、高等学校、特別支援学校等及び所属する人びと ⇒ 教育現場で活用を推進し、保存・活用を担う次世代を育成できます
	教育・研究機関	文化財の保存・活用に関連する大学、県立施設等及び所属する人びと ⇒ より専門性の高い文化財の調査と保存・活用に向けた知識や技術、人材が確保できます
文化財保存活用地域計画協議会		本計画の推進に関する各種事業の進捗を確認し、各分野から助言を行うとともに、変更や実施に関する調整を行います
文化財保護審議会		文化財の保存・活用に関する事項について審議します

5. 計画の作成体制

この計画の作成は、学識経験者の他、文化財関連団体・観光関連団体・区長会の関係者等で構成される文化財保存活用地域計画協議会を設置し、文化財行政だけでなく、まちづくり・商工振興・観光などさまざまな視点から検討を行いました。

またオブザーバーとして、福岡県教育庁文化財保護課にも参画を依頼し、助言を受けました。作成した計画案は、随時文化庁と協議し、指導・助言を受けました。また、文化財保護審議会へ諮り、意見を聴取しました。具体的な作成体制や作成の経緯は、資料編に掲載しています。



6. 計画の期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から 17（2035）年度までの 10 カ年とします。計画期間内に、上位計画である「第 2 次小郡市教育大綱」（計画期間：令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）及び「第 6 次小郡市総合振興計画」（計画期間：令和 4（2022）年度～令和 12（2030）年度）の改定内容を踏まえて見直しを行います。また計画の内容は、文化財保存活用地域計画協議会を定期的に開催して、進捗を管理し、成果指標等の評価を行います。

また計画期間中に変更を行う場合は、文化財保護法第 183 条の 4 及び重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成 31（2019）年文部科学省令第 5 号）第 55 条に基づき、変更内容に応じて文化庁長官への変更の認定申請を行います。また軽微な場合は、^{けいび}県及び文化庁へ情報提供を行います。認定された地域計画の期間終了時は、次期計画において内容を見直し、改めて文化庁へ認定申請を行います。

〔文化財保護法（抜粋）〕

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

第183条の4 前条第5項の認定を受けた市町村（以下この節及び第192条の6第2項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第3項から第8項までの規定は、前項の認定について準用する。

〔重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）〕

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の軽微な変更）

第61条 法第183条の4第1項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 計画期間の変更
- 二 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更